One Step　会則

　　　第１章　総則

　（名称及び事務局）

第１条 本会はOne Step（以下「会」という。）と称し、事務局を（千葉県船橋市本町７－１５－１９　Ｔ・Ｏビル５３　１０１に置く・）。

（区域）

第２条 会の対象区域は、船橋市及び周辺区域とする。

（目的）

第３条　会は、会員相互に協力し、個々の持つ知識、技術を共有、提供することで、どのような環境でも美しく清潔でおしゃれに暮らすまちづくりを推進する。また、児童福祉を推進することを目的とする。

　（活動内容）

第４条　会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1)　美容業に関する検討活動

(2)　美容師によるボランティア活動

(3)　会員による意見交換会の開催

(4)　その他、住み良い魅力あるまちづくりを推進するための活動

　　　第２章　会員及び役員

（会員）

第５条　会の会員は、第２条に定める区域内において、居住するか勤務する者、事業活動を営む者、又は地域で、まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員の選任）

第６条　会に、会長及び副会長のほか次の役員を置く。

(1)　理事 １名

(2)　会計 １名

(3)　監事 若干名

２　会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

３　理事、会計及び監事は、総会において選任する。

　（役員の職務）

第７条　会長は、会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　理事は、各事業を分任し、かつその他会の運営に関することを審議決定する。

４　会計は、会の会計を担当する。

５　監事は、会の会計を監査する。

　（役員の任期）

第８条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（役員の解任）

第９条　会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

　　　第３章　会の運営

　（総会）

第10条　総会は、年１回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

２　総会は、次の事項を審議決定する。

(1)　予算、決算に関すること。

(2)　役員の選任に関すること。

(3)　会則に関すること。

(4)　その他会務運営上必要な事項

３　会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

４　総会は原則として公開とする。

５　総会の開催は、会員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

６　議事は、出席会員の過半数で決する。

　（経費）

第11条　会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

　（会費）

第12条　会費は、会員の任意による寄附とする。

　（会計年度）

第13条　会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日とする。

　　　第４章　雑則

（細則の制定）

第14条　本会則施行のため必要な細則は、総会の議決を経て会長が定める。

（会則の改廃）

第15条　この規約の改廃については、総会において３分の１以上の同意を必要とする。

附 則

１　この会則は、平成２７年６月１日から施行する。

２　会の初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の３月31日までとする。